

地域生活支援システムにおける入力データの一部滅失について

このたび、当会が運用する「地域生活支援システム」において、サーバー基盤の障害により、入力済みデータの一部が滅失する事案が発生しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

利用者・関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

1. 概要及び経過

「地域生活支援システム」は、地域住民の情報を一元管理し、相談・支援記録やサービス計画の作成等を効率化するための情報管理ツールである。

- ・令和 7 年 9 月 25 日 災害時のデータ保全の強化、業務の安定運用、保守管理の効率化を目的として、関彰商事株式会社（以下「事業者」という。）への業務委託により同システムをクラウド化した。
- ・令和 8 年 2 月 6 日 サーバー基盤の障害が発生。システムの保守、メンテナンス及びバックアップ業務を委託する事業者に復旧を依頼した。
- ・令和 8 年 2 月 9 日 事業者による調査により、クラウド環境構築時に本来のバックアップ対象ストレージとは異なる場所にデータを保存する設定となっていたため、バックアップが適切に実施されていなかったことが判明した。
- ・令和 8 年 2 月 12 日 事業者によるさらなる調査の結果、データの復旧が不可能であることが判明した。このため、令和 7 年 9 月 26 日から令和 8 年 2 月 6 日までに同システムに入力されたデータが滅失する結果となった。
- ・令和 8 年 2 月 20 日 個人情報保護法第 26 条第 1 項の定めにより、国の個人情報保護委員会に報告（速報）を行った。

2. 個人情報の内容

- ・氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレスの他、相談記録、病歴などの要配慮個人情報のうち、令和 7 年 9 月 26 日から令和 8 年 2 月 6 日の間に入力されたデータ 約 500 名分

3. 現在の対応状況

- ・令和 7 年 9 月 25 日時点のバックアップを用いて、システム環境の再構築を行った。
- ・データ格納先を適切な保存領域へ変更し、自動バックアップ取得設定を追加した。

- ・紙ベースで記録がある情報については順次再入力を実施中。
- ・本件に関連し、個人情報が第三者に流出したという情報や不正に使用された事実は確認されていない。

4. 再発防止に向けた今後の取組み

- ・バックアップのチェック体制の確立。
- ・委託先の監督の徹底，必要な助言・指導の実施。